

農地法第3条の規定による許可申請書

記入例
その他法人申請用

下記〔農地・採草放牧地〕について 賃借権 を〔設定〕・移転〕したいので、農地法第3条第1項許可を申請します。

令和 5年 9月 1日

船橋市農業委員会会長 あて

申請人

譲受人 氏名(名称) (株)船橋開発
代表取締役 開発花子

譲渡人 氏名(名称) 船橋太郎

記

1 当事者の氏名等(国籍等は、所有権を移転する場合に譲受人のみ記載してください。)

当事者	氏名	年齢	職業	現住所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者
譲受人	(株)船橋開発 代表取締役 開発花子	60	建設	西船2丁目12番3号 電話連絡先 047 - 1234 - 5678		
譲渡人	船橋太郎	75	農業	湊町2丁目10番25号 電話連絡先 047 - 8765 - 4321		

2 許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積、利用状況、普通収穫高及び耕作者の氏名又は名称

所在・地番	地目		面積	10アール 当り普通 収穫高	利用 状況	所有者氏名 (名称)	利用者 (所有権以外の使用収益 権が設定されている場合)		備考
	登記簿	現況					氏名 (名称)	利用 権原	
〇〇町1-211	田	田	5,500			船橋太郎			
計	5,500	m ²	(田 5,500 m ² ・畑			m ² ・採草放牧地		m ²)	

3 権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細

譲受人...当該地を賃借し会社経営の増進を図るため
譲渡人...相手方の要望による

4 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

令和〇〇年〇月〇日より〇年間の賃貸借契約を締結する

5 権利を設定、移転しようとする当事者及びその世帯員が現に所有し、又は使用収益権を有する農地及び採草放牧地の面積並びにこれらの者が権原に基づき現に耕作又は養畜の事業に供している農地及び採草放牧地の面積

	譲受人						譲渡人			
	所有地			借入地		経営地 ①+④				
	自作地 ①	貸付地 ②	その他 ③	現に耕作中の 土地 ④	その他 ⑤		自作地 ①	借地 ②	貸付地 ③	経営地 ①+②
田				20,000		20,000	5,500			5,500
畑							5,000			5,000
樹園地										
計				20,000		20,000	10,500			10,500
採草放牧地										
山林その他										

6 権利を取得しようとする者又はその世帯員（構成員）がその耕作又は養畜の事業に従事している状況及びその労働力以外の労働力に依存している状況（法人にあってはその法人のその耕作又は養畜の事業に係る労働力の状況） **書ききれない場合は別紙等を添付**

	氏名	年齢	権利取得者との続柄	職業	農作業従事 日数	備考
世帯員 (構成員)	水田豊作	60	本人	小売業	150	
	水田花子	58	妻	小売業	250	
	水田一郎	35	子		100	
常雇						
季節雇・臨時雇		年間延日数				日

7 農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人の要件に係る事項

その他法人の場合は記載不要

8 権利を取得しようとする者及びその世帯員の農機具及び家畜の保有状況

数量	種類	トラクター	コンバイン		
確保済み	所有	30ps 1台	6条 1台		
	リース				
導入予定	所有				
	リース				
(資金繰りについて)					

9 その法人の業務を執行する役員又は重要な使用人のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う農業への従事状況（農地法第3条第3項の適用を受けて農地所有適格法人以外の法人が同条第1項の権利を取得しようとする場合のみ記載する。）

氏名	役職名	農業従事状況 〔その法人が農業（労務管理や市場開拓等も含む。）を 行う期間：年 箇月〕	
		当該事業に参画・関与している期間	
水田豊作	代表取締役	年 年	6 箇月（直近の実績） 箇月（見込み）
水田花子		年 年	6 箇月（直近の実績） 箇月（見込み）
		年 年	箇月（直近の実績） 箇月（見込み）

10 その他参考となるべき事項

（記載要領）

- 記1については、法人の場合にあつては名称、代表者氏名、主たる業務の内容及び主たる事務所の所在地を記載のこと。ただし、その法人が市町村及び農業協同組合にあつては、主たる業務の内容は記載しなくてもよい。また、国籍等は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては、在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載すること。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載すること。
- 記2については、登記簿上の所有名義と現在の所有者が異なるときは備考欄に登記簿上の所有者を記入する。
- 記4については、権利を移転し又は設定しようとする時期、対価、賃借料等の給付の種類及び額、契約期間等を明示すること。水田裏作の目的に供するための権利の設定にあつては、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要をあわせて記載すること。
- 記5については、「自作地」「借地」欄には、権原に基づき現に耕作又は養畜の事業に供しているものを、「所有地」のうちの「その他」欄には、農業経営を委託しているもの及び不耕地等その所有者及びその世帯員により現に耕作又は養畜の事業に供されていないものをそれぞれ記載する。「その他」欄に記載されるものがある場合には、その理由を欄外余白に付記すること。
- 記6については、その農業経営に必要な農作業がある限りその農作業に常時従事しているかどうかを備考欄に記載すること。
- 記7については、権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合は別紙により記載すること。
- 記8の「農機具保有状況」については、現に使用しているものについて記入し、その性能等できる限り詳細に記入する。
また、導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ（融資を受けられることが確実なものに限る）等資金繰りについても記載する。
- 区分地上権が設定される場合にあつては、記5、記6及び記8の記載を要しないが、当該事業又は施設の設置によって生ずる当該土地及び周辺土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「その他参考となるべき事項」欄に記載する。
- 農地所有適格法人が、従たる事務所（支店、支所、分場等）の所在地において耕作又は養畜の事業を行うため、農地及び採草放牧地の権利を取得しようとする場合には、記5、記6及び記8の各事項について、法人全体に関するものその他、その他従たる事務所における該当事項についても、「その他参考となるべき事項」欄に記載すること。